

社会参加の促進

身体障害者の社会活動への参加と自立を促進するために、次のような事業を行っています。

対象者	名 称	内 容	問い合わせ先
視覚障害者	レクリエーション教室開催等事業	視覚障害者に対し、社会生活に必要な知識の習得、体験交流の場を設けています。(川柳教室、将棋教室など)	高 知 県 視 覚 障 害 者 協 会 ☎875-5247
	「さんSUN高知」	視覚障害者に対し、「さんSUN高知」を年12回、「こうち県議会だより」を年4回点訳したものを発行しています。	高知県障害福祉課 ☎823-9634
	「こうち県議会だより」	「さんSUN高知」は録音版・メール版、「こうち県議会だより」は録音版(デージー版)も発行しています。	高知県議会事務局 ☎823-9536
	「あかるいまち」	視覚障害者に対し、「あかるいまち」を年12回、「市議会だより」を年4回(6・9・12・3月)要約し、点訳したものを発行しています。	広 聴 広 報 課 ☎823-9446
	「市議会だより」	録音版(テープ版・デージー版)も発行しています。	議会事務局 議事調査課 ☎823-9400
	視覚障害者生活訓練事業	中途視覚障害者等が自立生活を送る際の不安を解消するために、相談や歩行訓練などを訪問により行っています。	障 が い 福 祉 課 ☎823-9378
	点字即時情報ネットワーク事業	日本経済新聞などの新聞情報のダイジェスト記事や、日本視覚障害者団体連合が独自に取材した福祉情報などを、月曜日から金曜日の毎日『点字JBニュース』として、希望する視覚障害者に点字又は電子メールでお届けします。	オ ー テ ピ ア 高 知 声 と 点 字 の 図 書 館 ☎823-9488
聴覚・音声機能障害者	手話通訳者派遣事業	聴覚障害者が様々な場面で、円滑な意思の疎通を図るために手話通訳者を派遣します。	(一社)高知県聴覚障害者協会 ☎822-2794 FAX 875-5307
	「さんSUN高知」	聴覚障害者に対し、手話版「さんSUN高知」として手話動画を年12回発信しています。	高知県広報広聴課 ☎823-9046
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者に対してコミュニケーション方法の支援、外出・移動時の通訳・介助等を行うために、通訳・介助員を派遣します。	高知県盲ろう者友の会 ☎884-3794 FAX "
	字幕入り映像ライブラリー事業	テレビ番組等に字幕をつけたDVDの貸出しを行っています。	
	要約筆記者派遣事業	中途失聴者等で意思疎通を図ることに支障がある方が、公的機関や医療機関等に赴く場合、円滑な意思の疎通を図るために要約筆記者を派遣します。	高知県聴覚障害者情報センター ☎823-5922 FAX 822-0750
	生活訓練事業	聴覚障害者等の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、適切なサービスが受けられるよう関係機関に繋ぐなどの支援を行います。また、聴覚障害者向けの防災教室を開催します。	
	音声機能障害者発声訓練事業	喉頭摘出により音声機能を喪失した方に対して、発声訓練を行っています。	高知県喉友会事務局 ☎088-883-7010 FAX "
直腸障害者・ぼうこう・	オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)社会適応訓練事業	ストマを造られた方や、そのご家族がお互いに励まし合い助け合おうと作られた団体です。障害部位ごとに年数回の地域交流会や医療相談も行っています。	公益社団法人 日本オストミー協会 高 知 県 支 部 ☎822-8038
肢体不自由	レクリエーション教室開催等事業	肢体不自由者に対し、社会生活に必要な知識の習得、体験交流の場を設けています。(料理教室、学習会等)	特定非営利活動法人 高 知 県 肢 体 障 害 者 協 会 ☎090-4332-0626

○文化・スポーツ・レクリエーション事業

行事名	内 容	開催時期	照 会 先
高知県障害者スポーツ大会	県内の障害者が一堂に会し、スポーツを通じて親睦を深め、体力の維持増進や社会参加の促進・増強を図ります。	5月末～6月初旬の日曜日	高知県立障害者スポーツセンター ☎841-0021 FAX 841-0065
全国障害者スポーツ大会	全国の障害者とスポーツを通じて親睦を深め、自立更生や社会参加の促進に寄与するために選手団を派遣します。	10月下旬～11月上旬	
中央地区大運動会	高知市とその近隣市町村の障害者がスポーツを通じて親睦、交流を深めます。	毎年秋開催	特定非営利活動法人 高 知 市 身体障害者連合会 ☎872-3880
スピリットアート (高知県障害者美術展)	障害のある方の作品を公募して、文化活動を促進するとともに、障害のある方に対する県民の理解を深めます。	10月	実行委員会事務局 (公財)高知県身体障害者連合会 ☎872-9497
高知県障害者作品展	障害者の日々の生活の様子や作品を広く紹介するとともに、作品の展示販売等により県民との交流を通じて障害者への理解と認識を深めます。	11月	実行委員会事務局 (公財)高知県身体障害者連合会 ☎872-9497 FAX 872-7590
薬工ミュージアム 分 室	障がいのある方の表現活動を紹介・支援する「高知県障害者文化芸術活動支援センター」です。表現活動に関する相談も受け付けるほか、ワークショップ・レクチャー等の人材育成やアウトリーチも行っています。	展覧会やイベントは不定期 相談や支援は通年	薬工ミュージアム ☎879-6800 FAX 879-6800
高知県身体障害者頭脳スポーツ大会	高知県内の障害者が集い、囲碁・将棋・オセロを通じて相互の親睦を図り、交流の場を広げます。	7月	(公財)高知県身体障害者連合会 ☎872-9497

○ボランティアの養成

点訳・音訳・デジタル資料製作ボランティアの養成	点訳・音訳技術の指導を行い、点訳・音訳ボランティアを養成します。また、文字情報をテキストデータに変換するデジタル資料製作ボランティアを養成します。	オ ー テ ピ ア 高 知 声 と 点 字 の 図 書 館 ☎823-9488
手話奉仕員の養成	講座で聞こえないことを正しく理解し、接し方を学びます。手話奉仕員に必要な、聞こえる人が日常使っている「音声言語」以外のコミュニケーション方法や聴覚障がい者が抱える諸問題についても学習し養成します。	高知県聴覚障害者情報センター ☎823-5922 FAX 822-0750
要約筆記者の養成	難聴者や中途失聴者のコミュニケーションの保障を図るために要約筆記者を養成します。	特 定 非 営 利 活 動 法 人 要約筆記 高知・やまもも ☎879-5534 FAX 866-9755

■社会参加の促進

○車椅子用リフト付きバス

車椅子用リフト付きバスを次のところで貸し出しています。

車名	申込先	定員	備考
太陽号	高知県立障害者スポーツセンター 高知市春野町内ノ谷1-1 ☎841-0021	9人（運転手含む） （車椅子最大4台）	ボランティアの運転手の協力により運行 詳細はお問い合わせください

○車椅子専用タクシー

あらかじめ予約が必要です。タクシー会社によって、加算料金の対象となるサービスが異なりますので、お問い合わせください。

みどりタクシー	☎883-6131	営業所を出発し、運送を終えるまでの30分ごとに3,800円 （時間制運賃） 身体障害者手帳提示の方は1割引 寝台車1台、車椅子のまま乗れるタクシー1台あり
きらめき	☎088-856-8984	小型車両（1名同乗可）、リフト車両（5名乗車可）有。基本料金 560円（リフト車610円）+メーター運賃+乗降介助料500円～

○身体障害者等社会参加応援バス「元気号」

障害者の方々の社会参加を促進するため、グループでの外出を「元気号」が応援します。事前に障がい福祉課までお申し込みください。

対象者	高知市内に住所を有する障害のある方で、車椅子を使用している方、単独で移動することが困難な方、公共交通機関での移動が困難な方のグループ ※身体に障害のある方については、身体障害者手帳の交付を受けている方に限ります。 ※障害福祉サービス事業等の事業目的での利用はできません。
運行日	随時運行 ※運行日の前月20日までにご予約ください。
定員	座席（補助席含む）16 車椅子席4

（注）リフトの昇降能力は200kgです。車椅子の重さや大きさによっては乗車できない場合がありますので、車椅子を使用している方が乗車される場合は、事前にお問い合わせください。

○障害者が利用しやすい体育施設等

施設名	所在地	電話番号	備考
高知県立障害者スポーツセンター	高知市春野町内ノ谷1-1	088-841-0021	管理棟（卓球室、視覚障害者用卓球室、プレイルーム、研修室等） 体育館、テニスコート、アーチェリー場、グラウンド、直走路、プール※プールは7、8月のみ 休館日…月曜日（休日の場合は、原則その翌日） 12月29日～1月4日 利用時間…火曜日～土曜日 9時～21時 日曜日および祝日 9時～17時 利用料…障害者および介助者が利用する場合は、免除。
高知市総合体育館	高知市大原町158	088-833-4061	主競技場、補助競技場、雨天練習場、プール、プレイルーム、トレーニング室・ランニング走路 休館日…毎月第一木曜日（祝祭日の場合は、翌木曜日） ※プールは、毎週木曜日および水の入替期間 高知市納涼祭花火大会開催日・年末年始 利用時間…9時～21時 利用料…プール・トレーニング室・ランニング走路 障害者および介助者（障害者1名につき1名まで）無料（介助目的以外での利用は有料） ただし、トレーニング室の利用は事前講習（無料）受講が必要。その他の施設は利用グループの過半数の方の障害者手帳提示で半額免除。
高知市総合運動場			野球場、補助グラウンド、多目的ドーム、テニスコート、相撲場、陸上競技場 休場日…高知市納涼祭花火大会開催日・年末年始 利用時間…多目的ドーム、相撲場 9時～21時 その他 日の出～21時 ※陸上競技場は競輪開催に伴う利用時間の制限あり 利用料…陸上競技場については、障害者及び介助者（障害者1名につき1名まで）無料。（介助目的以外での利用は有料）その他の施設は利用グループの過半数の方の障害者手帳提示で半額免除。
県民体育館	高知市棧橋通2丁目1-53	088-831-1166	主競技場、補助競技場、プール 休館日…年末年始（プールは、毎週月曜日が休館） 利用時間…体育館 原則8時30分～21時 プール 9時～21時 利用料…主・補助競技場を利用する障害者は、利用者の半数以上が障害者の場合、施設使用料金のみ全額免除とする。（付属設備料金は有料）プール利用は、障害者及び介助者（1名）まで無料とする。
くろしおアリーナ	高知市五台山1736-1	088-878-1150	25mプール、50mプール（夏期のみ）、体育館（夏期以外）、トレーニング室、ランニング走路、会議室 休館日…毎月第一水曜日（祝祭日の場合は、翌水曜日） ※プールは、毎週水曜日、水の入替期間および大会時 年末年始（12/29～1/3） 利用時間…9時～21時 利用料…プール・ランニング走路・トレーニング室については、障害者および介助者（障害者1名につき1名まで）無料。ただし、トレーニング室の利用は事前講習（無料）受講が必要。
香北青少年の家	香美市香北町吉野1300	0887-59-2239	宿泊施設、野外炊さん場、体育館（※）、グラウンド（※）、弓道場（※） （1年前から予約可） ※については、平成18年度から香美市教育委員会 香北分室（0887-52-9287）の管理

○オーテピア

『オーテピア』では、「オーテピア高知図書館」と「オーテピア高知声と点字の図書館」が協力して、読書が困難な方や、図書館へ来ることが困難な方など、だれもが読書を楽しめるように、資料と環境を整えています。

※(図)⇒オーテピア高知図書館、(点)⇒オーテピア高知声と点字の図書館でサービスを実施しています。

1 読書にお困りの方へ（バリアフリー図書）

障害、高齢、病気など様々な理由で読書が困難な人が読めるように、いろいろな工夫がされた本を貸し出しています。

- (1) 大活字本（図） 大きな文字で書かれた本
- (2) LLブック（図）
絵や図、写真、わかりやすい言葉を使って書かれた本です。文字を読むことが苦手な人にもわかりやすい本です。
- (3) 布の絵本（図）
布で作られた絵本。ボタンやひも、ポケットが付いていたり、楽しいしかけがいっぱい。
- (4) 音声ガイド・字幕付きのDVD（図）
映像の情報を音声ガイドで補ったり、音の情報を字幕で補うことができる映像作品です。
- (5) 点字図書（点） 活字図書を点字に打ち直した本
- (6) 録音図書（点）
活字図書を音声で録音した図書。本屋大賞受賞作などのベストセラー、推理小説、時代小説、ノンフィクションなどいろいろなジャンルの本があります。録音図書再生機も貸し出しています。
- (7) マルチメディアデージー図書（点）
音声サポート付きの電子書籍。知的・学習障害などで文字を読むことが難しい人もわかりやすく読めます。再生用タブレットも貸し出しています。

◎利用できる方

- (1)～(4)はどなたでも利用できます。
- (5)～(7)は活字での読書が困難な方。

2 バリアフリーサービス

- (1) 録音・点字・マルチメディアデージー図書郵送貸出サービス（点）
図書をご自宅までお送りします。録音図書再生機、タブレットも郵送します。送付・返却とも無料。
◎利用できる方：活字での読書が困難な方
- (2) 宅配貸出サービス（図）
本やCDなどを、ご自宅や病院までお届けします。
◎利用できる方：病気やけが、障害などの事情により、お近くの図書館（市町村図書館も含む）への来館ができない方。来館できる方はご利用いただけません。
- (3) 対面音訳サービス（図・点）
図書館にある図書や雑誌、お手持ちの文書などをボランティアが対面して読み上げます。 ※事前予約制
◎利用できる方：読書が困難な方
- (4) 視覚障害者支援（点）
見えない、見えにくいをサポートする福祉機器や便利グッズの紹介、使用方法などの相談に応じます。

問い合わせ先

オーテピア
高知声と点字の図書館
☎823-9488

オーテピア高知図書館
☎823-4946

問い合わせ先

☆開館時間

- ・火曜日～金曜日 午前9時～午後8時
- ・土曜日 午前9時～午後6時（7月・8月は午後8時まで）
- ・日曜・祝日 午前9時～午後6時

☆休館日

- 月曜日（祝日の場合は開館）
- 毎月第3金曜日（8月および祝日を除く）
- 8月中に4日間（資料特別整理期間）
- 年末年始（12月29日から1月4日まで）

○高知市議会

本会議・委員会は原則として公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴席には、車椅子でご利用いただける席もあります。

本会議場では、傍聴席周りにテレコイル付補聴器・人工内耳を装着されている方に音声がはっきりと聞こえる装置（難聴者用ヒアリングループ）を設置しています。現在、テレコイル付補聴器・人工内耳を装着されている方は、お使いの補聴器・人工内耳のスイッチを【T（テレコイル）】に切り替えて、ご使用いただけます。また、上記の補聴器を装着されていない方は、議会事務局で専用受信機を貸出しております。貸出しを希望される方は、議会事務局へお申込みください。

議会事務局
議事調査課

☎823-9400

社会参加の促進

生活福祉資金の貸付けについて

低所得者、障害者または高齢者に対し、経済的自立生活と社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう、必要な指導援助とともに資金の貸付を行っています。

問い合わせ先

高知市社会福祉協議会
☎856-5539

生活福祉資金貸付条件一覧

	資金の種類	貸付限度額・目安額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
① 総合支援資金	生活支援費 (生活再建までの間に必要な生活費)	月20万円以内(単身世帯:月15万円以内) <貸付期間は、原則3ヶ月、最長12ヶ月以内>	最終貸付日から 6ヶ月以内	据置期間 経過後 10年以内 ※1ヶ月当たりの償還計画額の最低額が1万円程度になるよう設定	※連帯保証人を立てる場合は無利子 ※連帯保証人を立てない場合は1.5%	原則連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。
	住宅入居費 (敷金・礼金等住宅の賃貸契約を締結するために必要な費用)	40万円以内	貸付の日 (生活支援費と併せて貸付している場合には、生活支援費の最終貸付日)から 6ヶ月以内			
	一時生活再建費 (生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活で賄うことが困難であるもの) (例) 就職支度費、技能習得費、家賃の安い住宅への転居費用など	60万円以内				
貸付対象	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯 (1) 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。 (2) 借入申込者の本人確認が可能であること。 (3) 現に住居を有していること、または生活困窮者自立支援法第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。 (4) 実施主体および関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること。 (5) 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることと、償還を見込めること。 (6) 失業等給付、職業安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。 (7) 申込者が離職後2年以内及び65歳未満の方					
② 福祉資金	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付の日(分割による交付の場合には、最終貸付日)から6ヶ月以内	20年以内	※連帯保証人を立てる場合は無利子 ※連帯保証人を立てない場合は1.5%	原則連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができる。 ※技能習得については、教育支援費に同じ
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が6ヶ月程度130万円、1年程度220万円、2年程度400万円、3年以内580万円		8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲受けに必要な経費	250万円		7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年以内		
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年以内		
	負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円(1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円)		5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける時期が1年を超えないときは170万円(1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円)		5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円		7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年以内		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年以内				
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年以内				
緊急小口資金 (緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用)	10万円	貸付の日から2ヶ月以内	据置期間経過後12ヶ月以内	無利子	連帯保証人を必要としない。	
③ 教育支援資金	教育支援費	【高等学校】月額35,000円【短期大学】月額60,000円【高等専門学校】月額60,000円【大学】月額65,000円	卒業後6ヶ月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	生計中心者が連帯債務を負担する連帯借受人として加わらなければならない。この場合、原則として連帯保証人は必要としない。
	就学支度費	50万円				
④ 不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 (低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産(固定資産税の課税評価額が1000万円以上の土地)を担保として毎月の生活費を貸し付ける資金)	不動産の評価額に基づき貸付限度額を決定する。 (土地の評価額の70%以内)	契約の終了後3ヶ月以内	据置期間終了時	年3%または銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率	推定相続人の中から1名連帯保証人を立てる。 連帯保証人を必要としない。
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 (要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産(500万円以上の土地・家屋)を担保として毎月の生活費を貸し付ける資金)					